



# 国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

## こんなときは届出をしてください

20歳以上60歳未満の加入中に、下記のような被保険者の種別が変更となる場合は、届出が必要となります。

特に、3月から4月にかけては、就職などで変更が生じやすい時期です。

該当する場合は、忘れずに届出をしましょう。



### ■自営業・学生など（国民年金＝第1号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

### ■会社員・公務員（厚生年金、共済年金など＝第2号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
退職した	第1号被保険者	役場窓口
退職し、すぐ再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

### ■会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
年収が130万円以上になった	第1号被保険者	役場窓口
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者	役場窓口
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

## 年金相談が開設されます ※事前予約制

函館年金事務所による年金相談が開設されます。相談を希望される方は、事前に役場町民課へ電話などで予約してください。（定員になり次第締め切ります）

- 日 時 3月17日(木) 10:30～15:00
- 会 場 役場町民室
- 申込期限 3月10日(木)